

大個審答申第 174 号
令和 5 年 3 月 31 日

大阪市人事委員会
委員長 西村 捷三 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 金井 美智子

答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「保護条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市人事委員会（以下「実施機関」という。）から令和 3 年 3 月 11 日付け大人委第 256 号により諮問がありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が行った令和 3 年 1 月 14 日付け大人委第 203 号により行った利用停止不承認決定（以下、「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 利用停止請求

審査請求人は、令和 2 年 12 月 15 日に、保護条例第 36 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、利用停止請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称等として「情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外」と表示した上で、審査請求人に係る住所、氏名、連絡先の消去を求める旨の利用停止請求（以下、「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求について、本件請求に係る保有個人情報（以下、「本件情報」という。）の利用停止を行わない理由を次のとおり付して、保護条例第 40 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

- 1 本件情報は、本件請求者が作成した公開請求書又は審査請求書を収受

することにより収集した情報であり、本件情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。

したがって、保護条例第 6 条第 1 項に違反して個人情報収集していない。

- 2 本件情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第 6 条第 2 項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。

したがって、保護条例第 6 条第 2 項に違反して個人情報収集していない。

- 3 本件情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。

したがって、保護条例第 6 条第 3 項に違反して個人情報収集していない。

- 4 本件情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第 7 条第 1 項第 4 号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第 7 条第 1 項は適用されないものである。

したがって、保護条例第 7 条第 1 項に違反して個人情報収集していない。

- 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用していると述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。

したがって、保護条例第 10 条第 1 項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。

- 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件情報を保有しておらず、また、本件情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。

したがって、保護条例第 13 条第 3 項に違反して個人情報を保有していない。

- 7 以上のとおり、本件情報は、保護条例第 36 条第 1 項第 1 号に該当し

ないことから、利用停止不承認決定を行う。

3 審査請求

審査請求人は、令和3年2月10日に、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第1号に基づき審査請求（以下、「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。

1 利用停止請求の理由

特定日に審査請求人あてに審査請求人が大阪市内に住んでいる限り不利益を受ける可能性があることを覚えておくように、という趣旨のはがき（以下、「脅迫はがき」という。）が送られて来た。前後の関係から判断すると、このはがきは情報公開請求及び審査請求事務に携わる大阪市職員が、職務上知り得た個人情報を悪用し、公開請求及び審査請求を妨害する意図をもって送り付けたものであるとしか考えられない。今後、同様のことが続くことを防止するため、総務局行政部行政課情報公開グループ以外の部署が保有する情報公開請求事務、審査請求事務及び保有個人情報開示請求事務に関する審査請求人の住所、氏名、連絡先を削除するよう求める。なお、このはがきは害悪の告知をもって請求者の意思決定を妨害することを目的とするものであると認められ、刑法222条の脅迫罪の構成要件を満たす可能性が高いものであり、既に警察には相談済みであることを申し添える。

2 審査請求の趣旨及び理由

処分を取り消すとの裁決を求める。

保護条例第10条第1項、保護条例第36条第1項第1号に違反していないとする点は問題だ。

まず、実施機関が、「脅迫はがき」とするものの文面の内容からは（中略）認めることができず、「脅迫はがき」とするものの文面の内容は抽象的であり、差出人が本市職員であると認めることはできないとしている点について、請求人はこのようなものを送付してくるものは、情報公開請求に係るものであるとしか考えられない。

また、「脅迫はがき」の文面には「協力するのはあなたの勝手ですが」との一文があるが、請求人は情報公開請求の手続を他者に依頼しており、対応する職員にとってみれば、請求人が前面に出てこないことから、請求人を単

なる協力者と誤解したものと考えられ、これが「協力するのは」との一文になったものと推察される。

さらに、文面には「大阪市に住んでいる限り（中略）不利益を受ける」との記載もあり、これは請求人が大阪市内に居住する限り影響力の行使などができるものであるといているわけで、差出人が大阪市職員であることを自白したも同然である。

この「脅迫はがき」について、請求人は大阪市に対して抗議を行うとともに適切な対処を求めたが、それに対して令和3年1月19日に送られてきた回答には「令和3年1月14日に総務局行政部公開制度等担当課長が情報公開グループに在籍している全ての職員に聴き取りを行いました」と記載されている。

本件は大阪市職員が保護条例に違反して個人情報に違法に使用し、市民に「脅迫はがき」を送り付けるといふ地方公務員法にも違反するものである。にも関わらず総務局が行ったことは課長が職員に聞き取りを行っただけであり、これでは処分を恐れた職員が正直に話すわけがない。そして、この聞き取りを行ったのが1月14日で、総務局の不承認の通知も1月14日付になっている。結論ありきで物事が進められていたとしか考えられず、極めて杜撰であるといわざるを得ない。

その他の部署については、情報公開グループの求めに応じて一覧を送付したのが1月5日であるのに、各不承認通知は1月12日～14日付となっている。極めて短期間であり、総務局同様結論ありきの杜撰な調査での結論であるといわざるを得ない。「事実は確認できなかった」との点についても、請求人に対し、どのような確認を行ったのかの説明は一切ない。

以上のような杜撰な調査ないし確認により保護条例第10条第1項違反でないとすることは不当である。

そして、保護条例第10条第1項の主語は「実施機関は」となっており、実施機関のあずかり知らぬところで個人情報が悪用されたという本件事案の性格から、この規定を用いることは適切ではない。

本件は大阪市の個人情報の杜撰な管理が原因となり、職員による悪用を招いたという事案である。つまり、保護条例第13条第2項に定める「保有個人情報の適正な管理のために必要な措置」が講じられていなかった結果として職員による悪用を招いたのである。そして悪用した職員は職務として当該個人情報を用いたのではないことから、これは個人情報の漏えいと評価すべきものである。

処分は保護条例第36条第1項第1号に違反していないことを理由として行われている。その理由として保護条例第10条第1項に違反していないこ

とが挙げられているが、上記の個人情報の漏えいは事実上個人情報を「事務の目的の範囲を超えて」、「当該実施機関以外のものに提供」しているものであると考えられる。

一方、保護条例第 13 条第 2 項違反の観点からは、個人情報を保有し続ける前提を欠くに至ったものであると考えることができ、また、事実上同条第 3 項に規定する「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有して」いる状態になり、同項の規定により当該個人情報を「保有個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去」する義務が生じていると考えられる。

以上のとおり、処分には理由がない。

処分は事案の解明が極めて不十分なままに行われており、保護条例の適用を誤っており、審査請求人の個人情報は危険な状態に置かれたままであるため、本審査請求に及んだものである。

3 審査請求人意見書（１回目）における主張

2021 年 2 月 10 日付審査請求書に記載した「脅迫はがき」に関する事実関係について

「脅迫はがき」の文面に「不利益を受ける可能性」と害悪の告知が記されていたため、〇〇警察に被害届の相談を行った。〇〇警察署の判断は「告知されている害悪の内容が抽象的であり、立件は困難」とのことであったが、「不利益」の内容について、身体又は財産に関するものであると具体的内容があれば、脅迫罪の構成要件を満たす可能性すらあったということである。

また、審査請求書にも記した通り、このようなはがきを送り付けるものは、情報公開請求及び審査請求を行っていた大阪市の職員であるとしか考えられない。「脅迫はがき」の文面にも公開請求などの態様を知りうる人物が記載したものであると判断される部分があり、また「大阪市内に住んでいる限り」とし、審査請求人が大阪市内に居住する限り、影響力を及ぼし得るものであるとしており、当該はがきを送り付けた人物が大阪市職員であることを自白するも同然の内容になっている。

「脅迫はがき」に関する大阪市の対応について

「脅迫はがき」について、審査請求人は大阪市に対して抗議するとともに、同様の事態を招かないような措置を求めた。

これに対する大阪市の対応は、審査請求書に記した通り、総務局の課長級職員が情報公開グループに在籍する職員に対して聞き取り調査を行ったのみであり、しかも、聞き取り調査を行った日時と、不承認の通知が同じであるなど、結論ありきのものであったとしか考えられない。そして他

の部署の対応についても、総務局に対して一覧を送付したわずか一週間余りの間に結論を出しており、極めてずさんな対応であると言わざるを得ない。

弁明書に記載された処分理由について

今回送付のあった弁明書には「本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける資料は一切提供されていない」「本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実は見出すことはできない」「審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件個人情報保護条例第 10 条第 1 項の規定に反して目的外で内部利用し、さらに外部提供されたと認めることはできない。」としている。

弁明書に記載された内容の不当性について

まず、「脅迫はがき」を送り付けた人物が大阪市職員であるかどうかについて、(1)にも記した通り、この人物は審査請求人が行っていた公開請求などの態様を知りうる人物であり、「脅迫はがき」にも語るに落ちる内容が記載されており、大阪市職員以外には考えられない。しかし、不承認の通知書や今回の弁明書に記載されている判断については、審査請求書にも記載した通り極めて短期間に行われており、総務局の事例のように結論ありきのものであったと認められるものである。

捜査当局の強制捜査が行われないのをいいことに、「審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず」などと挙証責任を審査請求人に押し付け、知らぬ存ぜぬで逃げ通そうというものであり、行政機関の対応としては極めて不誠実である。

また、実施機関のあずかり知らぬところで個人情報が悪用されたという本件事案の性格から、保護条例第 10 条第 1 項の規定を用いることは適切ではない。

そして、弁明書は最も重要な論点については無視している。つまり、審査請求書で指摘した保護条例第 13 条第 2 項に関する点である。この条文では「保有個人情報の適正な管理のために必要な措置」が求められているが、大阪市における個人情報の保護体制がこの条文の要求する内容を満たすものであったかどうかは全く明らかにされていない。大阪市として、保有個人情報が適切に管理されているかどうかを説明する責任があるはずだが、今回のように職員による悪用があったと指摘された事案にあっても、

「そのような事態を招かないようにこのような管理体制をとっている」などの説明はない。上記のように職員による悪用の挙証責任を審査請求人に押し付ける一方で、自らは明らかにしなければならない保有個人情報の管理体制につき一切説明をしないという不誠実な対応をとっているのであり、この姿勢からして既に個人情報を取り扱う資格はないものと言わざるを得ない。

以上の通り、大阪市は保護条例 13 条 2 項が要求する水準を満足し、職員による悪用も防止できる体制をとっていることを説明しておらず、その身の潔白を明らかにすることはできていない。

この証明ができておれば、「審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず」などの弁明を行う必要すらなく、職員による犯行を否定することができるはずである。

そして、大阪市が個人情報を取り扱う行政機関である以上、市民に対して説明しなければならない点のはずである。その義務から顔をそむけ、審査請求人に挙証責任を押し付けて逃げ切ろうとしているのであり、個人情報を取り扱うものとしては極めて不誠実であると言わざるを得ない。

まとめ

そもそも、大阪市が保有個人情報の管理に際して、保護条例 13 条 2 項が要求する水準を満足し、職員による悪用を防止できる体制をとっているのであれば、その旨を説明するだけでことは済んでいるはずである。その説明をせず、あわてて職員への聞き取り調査を行っていることが、何より個人情報の管理体制が杜撰であることを証明している。大阪市には、個人情報を取り扱う資格はない。

4 審査請求人意見書（2 回目及びその補足）における主張

市政改革室から「マーケティングリサーチツールに係る公文書公開請求等への対応について（依頼）」と題する決裁文書が公開された。

これによると市政改革室は、審査請求人が行った情報公開請求について「実在する他人の名前を騙る”なりすまし”の可能性が高い」との認識のもと、文書偽造の疑いがあるとして天満警察署に相談したとの事実が記載されている。

本件請求に添付した「脅迫はがき」には「協力するのはあなたの勝手」と記載されていた。これは、市政改革室は 2019 年 7 月頃には審査請求人が行った情報公開請求について、別人が名前を騙って文書を偽造して行っているものであるとの疑いを持っていたところ、本人限定受取郵便を使うなどしてこれを裏付けようとしたものの、（当然ながら）本人限定受取郵便が届いて

しまい、思うように裏付けが取れなかったことから、2020 年 12 月(「脅迫はがき」が送付された時点)では、審査請求人が協力者であるとの認識に変化したものであると認められる。

いずれにせよ、市政改革室は警察に相談するまでになっていたということで、市民に対してこのような「脅迫はがき」を送り付けてまで、何とか情報公開請求をやめさせようとする動機があったことは確かであり、上記の時系列からも、この「脅迫はがき」を送りつけた犯人は市政改革室職員であることはあきらかである。

この意味で、利用停止請求書に記した「利用停止請求の理由」の内容を裏付けるものであると認められる。

市政改革室などが、審査請求人に対する郵便物を「本人限定受取郵便」を使用して送付したことについて、2020 年 12 月 14 日付で「大阪市が、情報公開請求及び審査請求に関する請求人あて郵便物を本人限定受取郵便で発送した理由、また、当初は普通郵便で送付されてきていたにも関わらず、本人限定受取郵便に変更になった理由」と表示して開示請求を行った。

これに関し、市政改革室は令和 3 年 1 月 4 日付大市第 24 号で開示決定を行い、文書が開示された。

ここには、「本人に確実に届ける必要があり、本人限定受取郵便を使用する以外に方法がなかった」との理由が記載されていたが、上で示した通り、実際には、市政改革室は、審査請求人が行った情報公開請求について「実在する他人の名前を騙る”なりすまし”の可能性が高い」との認識のもと、文書偽造の疑いがあるものとして天満警察署に相談するなどしていたのであって、本人限定受取郵便を使用した目的は、この疑いを立証しようとしたものにほかならない。これは、公開された決裁文書「マーケティングリサーチにかかる公文書公開請求等への対応について(依頼)」に次の記載があったことから明らかである。

本件は”なりすまし”の可能性あることから、当室では「公開請求却下決定通知書(令和元年 6 月 6 日付分および 6 月 10 日分)」を、身分証明書等の提示により宛名「本人」であることを確認できないと受け取れない『本人限定受取郵便』で請求者宛に発送しました。

今後、本件に係る公文書公開請求等や住民監査請求があった場合は、関係所属においても”なりすまし”の可能性を念頭に、手続きには十分ご配慮いただくとともに、何らかの文書を請求人に発送する際は、『本人限定受取郵便』の活用をお願いします。

この決裁文書は令和 1 年 7 月 17 日付のものであり、2020 年 12 月 14 日の

開示請求や令和3年1月4日の開示決定の際には存在していたものである。

つまり、市政改革室はこの決裁文書の存在(つまりは「本人限定受取郵便」を使用した真の目的)を隠蔽し、開示請求に対し虚偽の文書を開示したものである。

これは、保護条例や情報公開条例に反するばかりか、刑法第156条に定める虚偽公文書をも構成するものである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について

審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。

審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がいうような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものであるのかも必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。

一方で、委員会において確認したところ、職員が本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。

以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。

2 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について

保護条例第 13 条第 3 項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報情報を保有してはならず、また、保有する必要がなくなったときは、保有個人情報情報を確実に速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。

委員会において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成 30 年及び 31 年各公開請求並びに平成 30 年審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成 30 年審査請求に係る保有個人情報並びに平成 30 年及び 31 年各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30 年)が満了していない。

したがって、委員会において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第 13 条第 3 項の規定に違反するものではない。

3 本件審査請求における審査請求人の主張について

保護条例第 36 条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。

第 5 審議会の判断

1 基本的な考え方

保護条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、保護条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 本件情報について

本件情報は、審査請求人が過去に行った公文書公開請求、保有個人情報開示請求及び審査請求に関して実施機関が保有する審査請求人の個人情報で

ある。

3 争点

実施機関は、本件請求について、保護条例第 36 条第 1 項第 1 号に該当しないことを理由に本件決定を行ったのに対し、審査請求人は、保護条例第 13 条第 2 項違反により本件決定を取り消し、本件情報の利用を停止すべきであるとして争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件情報について、実施機関が利用停止を行う義務の有無である。

4 保有個人情報の利用停止請求について

保護条例第 36 条第 1 項は、実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨から、何人に対しても、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)を請求することができるとともに、利用停止請求の要件を定めている。そのうち、同項第 1 号は、自己に関する個人情報の違法収集、自己に関する保有個人情報の事務の目的の範囲を超えた保有及び利用について、当該保有個人情報の利用停止を請求する権利を保障することを明らかにしたものである。

自己に関する個人情報の違法収集とは、適正かつ公正な手段による収集の規定(保護条例第 6 条第 1 項)、思想、信条その他の個人情報の原則収集禁止の規定(同条第 2 項)、本人収集の原則の規定(同条第 3 項)に違反して個人情報を収集している場合や、事務の目的の明示(第 7 条第 1 項)を怠って個人情報を収集している場合をいう。

また、自己に関する保有個人情報の事務の目的の範囲を超えた保有及び利用とは、保護条例第 10 条第 1 項が許容する事務の目的の範囲を超えて当該保有個人情報を利用している場合や、保護条例第 13 条第 3 項の規定に違反して、事務の目的の達成に必要な範囲を超えて当該保有個人情報を保有している場合をいう。

5 本件決定の妥当性について

利用停止義務について

保護条例第 38 条は、実施機関は利用停止請求があった場合において、保護条例第 36 条第 1 項各号に該当する違反の事実があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行わなければならない旨を規定している。

「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第 36 条第 1 項各号に該当する違反状態を是正することをいい、「必要な限度で」とは、利用停止請求に係る保有個人情報について、当該利用等の全部が違反していれば全部を、当該利用等の一部が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるものと解される。

本件情報の利用停止義務の有無について

審査請求人は本市職員が個人情報を目的外利用したと主張している。審査請求人が「実施機関のあずかり知らぬところで個人情報が悪用された」と主張しているように、仮に本市職員が業務外で個人情報を目的外に利用していたとしても、実施機関として保有個人情報を目的外に利用したという事実がない以上、保護条例第 36 条第 1 項第 1 号に該当する違反状態を是正する主体とはならず、実施機関に本件情報の利用停止を行う義務があると解することはできない。また、仮に本市職員が業務に関わって個人情報を目的外に利用した場合には、保護条例第 36 条第 1 項第 1 号に該当する違反状態を是正する義務があるものと考えられるが、本件については、審査請求人の言う「脅迫はがき」を送り付けた犯人は本市職員であることは明らかと審査請求人は主張するものの、審査請求人が添付した本件はがき以外にそれを裏付けるものはなく、本市職員が業務に関わって個人情報を利用した事情は推認されない。いずれにしても、実施機関の判断を覆すに足る事情は認められないことから、本件決定は妥当である。

このほか、審査請求人は実施機関が保護条例第 13 条第 2 項に規定されている保有個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じていないことをもって同条第 3 項に違反するとして、利用停止が行われるべき旨を主張しているが、保護条例第 36 条第 1 項各号に該当する違反状態を実施機関が是正することにより個人情報の適正な取扱いを確保することが利用停止請求権の趣旨であり、実施機関が講じた必要な措置の内容が保護条例第 13 条第 2 項の求める内容を満たすものであるかどうかについては、個人情報の利用を停止するか否かの判断の要素ではないことから、審議会の上記判断を左右するものではない。

6 結論

以上により、第 1 記載のとおり判断する。

なお、実施機関においては、個人情報の取扱いに疑念を持たれることのないよう、個人情報の保護に万全を期すよう求める。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井 美智子、委員 岡澤 成彦、委員 塚田 哲之、
委員 野田 崇

(参考) 答申に至る経過 令和2年度諮問受理第245号

年 月 日	経 過
令和3年3月11日	諮問書の受理
令和3年12月7日	実施機関から意見書の収受
令和3年12月15日	審査請求人から意見書の収受
令和4年11月9日	調査審議
令和4年11月22日	審査請求人から意見書の収受
令和4年12月2日	調査審議
令和4年12月27日	調査審議
令和5年1月10日	審査請求人から意見書の収受
令和5年1月24日	調査審議
令和5年2月21日	調査審議
令和5年3月31日	答申